

一般教育訓練給付金制度 (厚生労働大臣指定講座)

本校では普通第二種・準中型・中型免許取得に対してこの制度を利用して頂けます。

※2023年8月1日に教習料金を改定致します。これに伴い、教習料金が変更となりますが、給付金評価対象額は、厚生労働省指導により、据え置きになっております。このため、改定後の新料金でお支払いいただいたお客様も、新料金の認定が下りる2024年4月までは教育訓練給付金は旧料金を基に計算した額となります。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

教育訓練給付金制度とは？

- 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。
- 満3年以上の雇用保険被保険者の方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し、修了した場合、ハローワークより支払った受講料金の

最大20% (上限10万円) が戻ってきます。

支給対象者

ア、雇用保険の一般被保険者

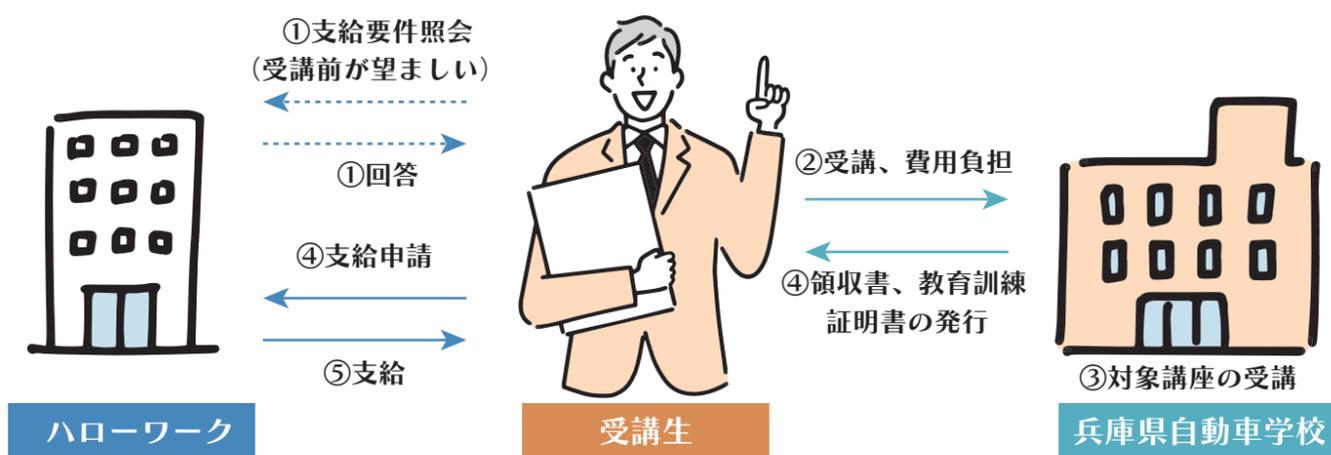
雇用保険の一般被保険者である方のうち支給要件期間が3年以上ある方。

イ、雇用保険の一般被保険者であった方

雇用保険の一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方。

※詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

支給までの流れ



①「教育訓練給付支給要件照会回答書」

「教育訓練給付金支給要件照会票」をご本人の住所を管轄するハローワークに提出し、受給資格の有無をご確認の上、「教育訓練給付支給要件照会回答書」をご準備ください。受給資格の有無は当校では判断いたしかねます。ハローワークにてお客様ご自身でご確認をお願いいたします。

②教習所にて入校の手続き

手続き時には①の「教育訓練給付支給要件照会回答書」をご準備下さい。
※教育訓練給付金はハローワークより支給されるものです。入校の際には受講料は受講者本人の全額負担となります。教習費用が会社負担である場合等は利用できません。

③対象講座の受講(※すべての車種が対象ではございません。)

教習車種、所持免許が限定されており、当校では普通第二種・準中型・中型のみです。対象講座は入校申込時に確認してください。

④受講修了

教育訓練給付支給申請書、教育訓練修了証明書等、必要書類は当校卒業後にご自宅に郵送いたしますので、修了日の翌日から1ヶ月以内に、ご本人の住所を管轄するハローワークにて支給申請手続きを行ってください。
※1ヶ月を過ぎますと申請ができなくなります。

⑤給付金の支給

申請後、支給決定された教育訓練給付金が、ハローワークより指定口座に振り込まれます。

申請の際の書類

- ・一般教育訓練給付金支給申請書
- ・領収書
- ・運転免許証(本人確認)
- ・一般教育訓練修了証明書
- ・雇用保険被保険者証(コピー可)